供託有価証券取扱店の 変更のお知らせ

福岡法務局八女支局において取り扱う供託有価証券の寄託先(取扱店)が次のとおり変更となります。

※供託金及び供託振替国債の納付先については変更ありません。

現在の取扱店:日本銀行久留米代理店(供託金・供託有価証券・供託振替国債)

(福岡銀行久留米営業部内)

取扱店変更日:令和7年12月5日(金)

新たな取扱店:日本銀行久留米代理店(供託金・供託振替国債)

(福岡銀行久留米営業部内:久留米市日吉町16-18)

日本銀行福岡支店(供託有価証券) (福岡市中央区天神4-2-1)

※ 変更日以降の供託有価証券の受入れ・払渡しは、<u>日本銀行福岡支店</u> での手続となりますので、ご注意ください。

- ✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「オンラインによる申請」をすることができます。
- ✓ 日本銀行(取扱店)に行かずに「電子納付(ペイジー)」で 供託金を納付することもできます。

福岡法務局八女支局(電話:0943-23-2603)

供託有価証券取扱店の変更に伴う 供託事務の取扱いに関するQ&A集

- Q1 福岡法務局八女支局における供託について、供託有価証券の寄託先が変更 されると聞きましたが、いつから変更されますか。
- A 令和7年12月5日(金)から日本銀行福岡支店(福岡市中央区天神4-2-1)へ変更されます。
- Q2 供託金及び供託振替国債は、福岡銀行久留米営業部にある日本銀行久留米 代理店では納付できなくなるのですか。
- A 供託金及び供託振替国債については、納付先の変更はありません。これまで どおり、福岡銀行久留米営業部内にある日本銀行久留米代理店で納付していた だくことになります。
- Q3 取引店変更日(令和7年12月5日(金))の直近で有価証券を供託する 予定があるのですが、日本銀行久留米代理店と日本銀行福岡支店のどちらで 納入手続をすればいいですか。
- A ① 取引店変更日前(令和7年12月4日(木)まで)に供託を申請する場合

令和7年12月4日(木)まで(※供託官が、納入期日を令和7年12 月4日(木)より前の日に指定した場合は、その日まで)に、<u>日本銀行久</u>留米代理店で納入願います。

なお、銀行窓口は午後3時までとなりますので、留意願います。

- ② 取引店変更日(令和7年12月5日(金))以降に供託を申請する場合 供託官が指定する日までに日本銀行福岡支店で納入願います。
- Q4 取引店変更日(令和7年12月5日(金))の直近で供託有価証券の払渡 請求をする予定があるのですが、日本銀行久留米代理店と日本銀行福岡支店 のどちらで払渡しを受ければいいですか。
- A ① 取引店変更日前(令和7年12月4日(木)まで)に払渡請求をする場合

令和7年12月4日(木)までに、<u>日本銀行久留米代理店で</u>お受取願います。

なお、銀行窓口は午後3時までとなりますので、留意願います。

② 取引店変更日(令和7年12月5日(金))以降に払渡請求をする場合 日本銀行福岡支店でお受取願います。